

「カーボンフリー特約」に係る供給条件説明書

必ず本紙をお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、所定の手続によりお申込みください。

- 本書は、電気事業法の定めにもとづき、お客さまとENEOS Power株式会社（以後「当社」といいます。）との電気需給契約（以後「需給契約」といいます。）に関する大切な事項を記載し、交付するものです。
- 本書は、別途お客さまに交付しております「ENEOSでんき約款」（以後「電気約款」といいます。）にかかる供給条件説明書と一体となって、お客さまに供給される電気の供給条件を説明するものですので、当該説明書も併せてご確認ください。
- 需給契約に関する詳細または本書に記載のない事項につきましては、当社の電気約款、「カーボンフリー特約契約約款」（以後「カーボンフリー約款」といいます。）および関連する契約約款をご参照ください。

1 カーボンフリー契約の概要

- カーボンフリー特約（以後「カーボンフリー契約」といいます。）は、当社が調達する非化石証書（再エネ指定）^{※1}を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量がゼロの電気とすることができるとご契約オプションとなります。また、電気約款にもとづく需給契約（以後「主契約」といいます。）に付帯したご契約オプションとなります。
- ※1：非化石電源が有する環境価値を、電気とは分離して取引することを可能にした証書であり、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引市場等を介して取引する証書をいいます。

2 カーボンフリー契約の適用要件

- カーボンフリー契約は、カーボンフリー約款の別表に記載の契約種別の適用を受けるお客さまを対象とし、当社が指定する方法によりお申込みをいただいた場合で、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

3 カーボンフリー約款の変更

- 非化石証書の調達価格の大幅な変更等、非化石証書の調達が困難になったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、法令、条例、規則等の改正によりこの約款を変更する必要性が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合は、当社は、民法第548条の4にもとづき、カーボンフリー約款を変更する場合があります。この場合、電気約款第2条（約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のカーボンフリー約款によります。
- なお、カーボンフリー約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、電気約款第2条（約款の変更）の定めを準用いたします。

4 お申込みの方法

- インターネット等、当社が指定した方法によりお申込みいただけます。

5 カーボンフリー契約の適用開始日

- カーボンフリー契約の適用開始日は、原則として、主契約の需給開始日といたします。ただし、既に当社と主契約を締結しているお客さまがカーボンフリー契約の申込みをされた場合の適用開始日は、原則として、お客さまのカーボンフリー契約の申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。

6 カーボンフリー契約の適用期間

- カーボンフリー契約の適用期間は、適用開始日から主契約の契約期間満了日までといたします。ただし、2. カーボンフリー契約の要件を満たさなくなった場合は、原則として、カーボンフリー契約の要件を満たさなくなった日までといたします。また、カーボンフリー契約を解約する場合の契約期間満了日は、当社またはお客さまいずれかからカーボンフリー契約解約の申出があった日の直後に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

7 電源構成等の掲載

- 当社は、電源構成および非化石証書の使用状況、当該計画値、当該実績値について当社のホームページに掲載いたします。
- 2025 年度の計画値は、火力発電所等（発電所非特定）から発電される電気に対し、非化石証書（再エネ指定あり）を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量をゼロといたします。

8 カーボンフリー契約の履行中止

- 当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃、価格の著しい高騰等による非化石証書調達の困難化、その他当社の責めによらない事由の発生によりカーボンフリー契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、この契約の履行を中止する場合があります。この場合には、当社は対象となるお客さまに対し、カーボンフリー契約の履行を中止する日を、当社が指定する方法にて、事前にお知らせいたします。また、当社はこれによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

9 その他

- 本書は、電気事業法第2条の13第2項および同法2条14第1項の定めにもとづき交付するものです。
- 本書に定めのない事項については、電気約款、カーボンフリー契約またはその他関連する当社の契約約款によります。これらによりがたい特別な事情が生じた場合は、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

10 料金の算定方法・支払方法（単価はすべて税込）

- 主契約の料金に(1)によって算定されたカーボンフリー料金を加算したうえで、主契約と合わせてお支払いいただきます。（お支払い方法は主契約と同様です）
- (1) カーボンフリー料金は、次のとおり算定し、各月分の電気料金に加算します。
カーボンフリー料金＝
主契約におけるその1月の使用電力量×(2)および(3)に定めるカーボンフリー料金単価
- (2) カーボンフリー料金単価は、毎年4月1日から翌年3月31日までをひとつの年度とし、年度ごとに設定いたします。各年度のカーボンフリー料金単価は、年度中に主契約の料金算定期間が開始する月の電気料金に対して適用いたします。

11 カーボンフリー料金単価の更新

- 次年度のカーボンフリー料金単価は、毎年1月に、当社のホームページ、主契約のお客さま専用ページへの掲載その他当社が指定する方法にてお知らせいたします。

12 ご解約等に関する事項

- お客さまの都合によりカーボンフリー契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、ENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- 当社は、価格の著しい高騰等による非化石証書調達の困難化、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令、条例、規則等の改正等の事由によりカーボンフリー契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断した場合等、お客さまとのカーボンフリー契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3ヵ月前までに書面または電子メールその他当社が指定した方法にてお知らせいたします。

以 上

小売電気事業者名

ENEOS Power 株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ
森JPタワー47階(小売電気事業者登録番号:A0050)

【お問い合わせ先】

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

☎ 0570-01-8704 (ナビダイヤル) (IP 電話などからは 03-6627-1763)

受付時間：午前9時～午後5時（日曜日および祝日、年末年始を除く）

【ホームページ】 <https://www.eneos-power.co.jp/denki/>

代理店等（電気需給契約の媒介者）

〔代理店向け〕本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介を行います。

- 会社名、連絡先（電話番号）、受付時間を必ず記載願います。
- 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。

2025 年 9 月 版